

調査・研究ノート

信用事業統合と漁協経営

漁協系統においては、一県一漁協ないし複数自立漁協による二〇〇七年度末一九九三漁協体制の構築を目標とした合併計画に取り組んでいる。さらに、信用事業のトータルコスト削減と機能拡充が急務であるとして、平成四年以降漁協の信用事業を信漁連に譲渡するという形で信用事業統合も同時平行的に進めている。

信用事業統合は、小規模・零細な漁協信用事業体制を早期に強化するという意味では有効であるものの、当時予定されたペイオフ解禁を前に、金融機関としての経営健全化を求める「早期是正措置」を受けた緊急避難的な信用事業統合も増加している。こうした場合においては、課題や問題点についての整理・検討が不十分のまま信用事業統合が行われる懸念もある。

本稿では、こうした信用事業統合（漁協にとつては信用事業の譲渡）が漁協経営にどのような影響を及ぼしているのか、過渡期という微妙な時期ではあるが、検討してみることとしたい。

一、信用事業統合の状況

前述のように漁協系統では、合併による体制強化とともに、信用事業の零細性や金融自由化等に対応するものとして「一県一

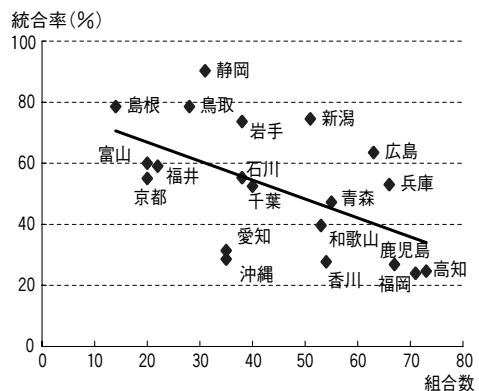
信用事業責任体制」を基本的な方向とする

対応を進めている。そして、その一環としての信漁連への信用事業統合（信用事業譲渡）も進展しており、全漁連では府県別・職員規模別にその進捗状況をまとめている（二〇〇〇年度「漁協財務収支構造実態調査報告書」）。これは、統合参加一〇漁協以上の府県についてまとめたものであり、北海道・山口・愛媛等の未統合県や一漁協の統合にとどまっている長崎県等は含まれていない。

こうした制約はあるが、漁協数と統合率の関係をみるといくつかの特徴的な動向が読み取れる（図一）。すなわち、漁協数が多くしかも統合率の高い三重県を除けば、「かなり負の相関関係がある」状況（相関係数△〇・五五八）となる。換言すれば、信用事業統合は漁協数が多ければ多いほど時間を要する状況となっており、漁協の自発的な対応というよりはむしろ信漁連等からの働きかけによつて進捗している様子がうかがえる。こうした状況の背景には、事業環境に関する情報量やそれに基づく危機感の違いがあるものと思われる。

同時に、図一は信用事業統合に対する取組みの地域的な特徴も示している。一県一漁協の山形も含め、東北から山陰にかけ

図一 府県別信用事業統合状況



資料：全漁連「漁協財務収支構造実態調査報告書」(平成12年度)
 統合率＝信用事業譲渡組合数／総組合数×100

ての日本海側（兵庫県も日本海側は全漁協参加）で比較的順調に進捗し、四国から九州・沖縄にかけての地域においてはあまり進んでいないことが読み取れる。もともと漁協数が比較的少ないことに起因するのか、それとも別の要因があるのか、興味のあるところである。

なお大分県は、全漁連のデータ取りまとめ時点では未統合県となっていたが、今年四月に一県一漁協体制をスタートさせており、さらに山口県等でも同様の対応に向けた検討が始まっていると伝えられている。こうした合併や統合に向けた動きは、今後いっそう加速するものと考えられる。

二、漁協経営の動向

(一) 収支構造の変化

信用事業譲渡は、漁協の収支や経営にど

のような影響を及ぼしているのだろうか。若干の検討を試みたい。

前記全漁連の「漁協財務収支構造実態調査報告書」における実施漁協、譲渡漁協それぞれの一組合平均の損益状況比較によれば、信用事業の譲渡にともない、当然のことながら事業収益から事業管理費にいたる各項目について譲渡漁協が実施漁協を下回っている。また、財務収支の赤字幅拡大、事業外収支の黒字幅拡大が特徴的な動向となっている。すなわち、信用事業譲渡にともない事業資金や信用事業譲渡特別資産勘定見合いの借入が必要となることによって支払利息の増加が生じており、その一方で出向職員にかかる人件費、店舗家賃、あるいは事業利益還元等信漁連からの各種事業外収入の増加がみられる。

しかし、信用事業譲渡が漁協全体の事業利益や経常利益にどのような影響を与えているかまでは読み取れない。信漁連の事業利益還元の水準や姿勢に差があるほか、調査対象漁協の規模別あるいは地域的な分布に左右される側面もあり、単純な比較が困難だからである。とくに後者については、統合そのものについての考え方や進捗状況について地域差が大きく、とりわけ北海道や長崎県等有力漁業県の多くが実施漁協に含まれるからである。事業収益段階においても信用事業相当分以上の差異が生じる等、漁協の全般的な事業基盤の違いを感じさせる状況である。とくに、各部門とも全国平均の約

二・五倍の事業規模をもつ北海道漁協の存在が、平均値に及ぼす影響は否定できない。

あえて言えば、信用事業譲渡による他事業への影響は別の問題として、収支上のマインス要因は、基本的には同部門の事業純利益相当分の喪失と事業資金等運転資金借入にともなう支払利息の負担であり、プラス要因は、信漁連からの事業利益還元と店舗家賃収入などであろう。そして、事業利益段階での信用事業利益が期待できない状況下(注)、「支払利息―家賃収入」のみが漁協の収支に影響を与える事態も想定しておく必要がある。

(注) 二〇〇〇年度「漁業協同組合統計表」

によれば、事業実施漁協一組合あたりの信用事業総利益は一四百万円弱。部門所要人員平均二・六一人。職員一人平均人件費五百二〇万円。

(二)経営上の課題

なお、実施漁協と譲渡漁協それぞれについて、一組合平均ベースで職員総数(常勤役員を含む)と事業ごとの労働生産性を比較したものが表一である。これによれば、譲渡漁協における労働生産性の低さが顕著であり、実施漁協の概ね六割程度の水準にとどまっている。こうした状況は、職員総数がほぼ同規模となっている一方で、譲渡漁協における各事業の事業収益が実施漁協のそれを下回っていることに起因するものである。これについては、漁協としての事業基盤の影響というよりも、むしろ何らかの事情

表一 信用事業譲渡漁協と実施漁協の生産性比較

		譲渡漁協／実施漁協			
		9年度	10	11	12
正組員数 常勤役員および職員数		0.98	0.95	0.88	0.84
		1.05	* 1.68	0.92	0.97
労働生産性	信用事業	...	...	...	...
	販売事業	0.67	0.76	0.45	0.62
	購買事業	0.58	0.66	0.70	0.71
	その他経済事業	1.26	0.70	0.53	0.68
	その他(共済・指導)	0.38	0.49	0.43	0.67
	計(管理を含む)	0.74	0.37	0.54	0.68

資料：全漁連「漁協財務収支構造実態調査報告書」(平成9～12年度)
労働生産性＝各事業の事業収益／各事業の担当職員数

*印：特定漁協の影響(職員50名以上の漁協が6組合含まれる)との全漁連説明

で余剰人員を生じていると考える方が自然だろう。譲渡漁協だけがもとも余剰人員を抱えていたとは考えられず、何か別の事情があるはずである。ちなみに、市場業務を営む漁協においては、往々にして同市場運営のピークに合わせた総人員体制、すなわち、開市時には信用事業担当職員等も全員応援することを前提にした人員体制をとることが多い。

こうした場合も含め、労働生産性における譲渡漁協の劣後は、信用事業の譲渡に伴い、他事業も含めた漁協全体の運営体制見直しを現実の問題として提示しているのではないだろうか。

(出村雅晴)